

第三十七条の二第六項中「同条第二項」を「同条第四項」に、「同条第三項」を「同条第五項」に改める。

第三十九条第一項中「会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）の規定による」を削る。

第四十五条第四項中「当該確定した日」を「当該残余財産の確定の日」に改め、「課税期間ごとに、当該課税期間の末日の翌日から」及び「その残余財産の確定した日の翌日から」を削り、「期間内」を「翌日から一月以内」に改め、「分配」の下に「又は引渡し」を加える。

第五十七条第一項第三号中「第三十七条第二項」を「第三十七条第四項」に改め、同条第二項中「第十条の二」を「第十二条の二第一項」に改める。

第六十二条第一項中「第六十八条第二号」を「第六十五条第五号」に改める。

第六十四条第一項中「五年」を「十年」に、「五百万円」を「千万円」に改め、同条第二項中「五百万円」を「千万円」に改める。

第六十五条を次のように改める。

第六十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第八条第四項本文の規定に違反して同項ただし書の承認を受けないで同項の物品の譲渡又は譲受け（これらの委託を受け、若しくは媒介のため当該物品を所持し、又は譲渡のためその委託を受けた者若しくは媒介をする者に所持させることを含む。）をした者

二 第四十二条第一項、第四項又は第六項の規定による申告書で第四十三条第一項各号に掲げる事項を記載したものに偽りの記載をして提出した者

三 第四十七条第二項の規定による申告書の提出を怠り、又は偽りの申告書を提出した者

四 第六十二条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）若しくは同条第三項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは偽りの答弁をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

五 前号の検査に関し偽りの記載又は記録をした帳簿書類を提示した者

第六十六条中「二十万円」を「五十万円」に改める。

第六十七条から第六十九条までを削る。

第七十条第一項中「第六十四条から第六十八条まで」を「前三条」に改め、同条を第六十七条とする。

(酒税法の一部改正)

第六条 酒税法(昭和二十八年法律第六号)の一部を次のように改正する。

目次中「第六十二条」を「第五十九条」に改める。

第五十四条第一項中「五年」を「十年」に、「五十万円」を「百万円」に改め、同条第三項中「五十万円」を「百万円」に改める。

第五十五条第一項中「一に」を「いずれかに」に、「五年」を「十年」に、「五十万円」を「百万円」に改め、同条第二項中「五十万円をこえる」を「百万円を超える」に、「五十万円をこえ」を「百万円を超え」に改める。

第五十六条第一項中「二十万円」を「五十万円」に改め、同項第二号中「申告」を「申告書の提出」に改め、同項第三号中「申告を」を「申告書の提出を」に改める。

第五十八条第一項中「二十万円」を「一年以下の懲役又は五十万円」に改め、同項第五号を同項第七号とし、同項第四号を同項第六号とし、同項第三号を同項第五号とし、同項第二号を同項第三号とし、同号の次に次の一号を加える。

四 第二十八条第七項の規定による書類の提出を怠り、又は偽りの書類を提出した者
第五十八条第一項第一号の次に次の一号を加える。

二 第十八条の規定による申告をしないで酒類の販売業をした者

第五十八条第一項に次の六号を加える。

八 第四十四条第三項の規定による命令に違反して酒母又はもろみを処分し、又は製造場から移出した者

九 第四十六条の規定による帳簿の記載を怠り、若しくは偽り、又は帳簿を隠匿した者

十 第四十七条第一項から第三項までの規定による申告を怠り、又は偽つた者

十一 第五十条第一項第一号又は第四号から第七号までの規定による承認を受けなかつた者

十二 第五十条の二第一項又は第二項の規定による届出を怠り、又は偽つた者

十三 第五十三条第一項、第二項、第四項又は第五項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、

若しくは偽りの陳述をし、又はその職務の執行を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第五十八条第二項中「第一項第三号」を「前項第五号」に改め、同条第三項中「第一項第四号」を「第

一項第六号」に改め、同条第四項中「第一項第五号」を「第一項第七号又は第八号」に改める。

第五十九条から第六十一条までを削る。

第六十二条第一項中「第五十八条から第六十条まで」を「前条」に、「行為者」を「その行為者」に改め、同条を第五十九条とする。

(たばこ税法の一部改正)

第七条 たばこ税法(昭和五十九年法律第七十二号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三十一条」を「第三十条」に改める。

第十一条第一項中「三千五百五十二円」を「五千三百二円」に改め、同条第二項中「七千九百二十四円」を「一万千四百二十四円」に改める。

第二十八条第一項中「一に」を「いずれかに」に、「五年」を「十年」に、「五十万円」を「百万円」に改め、同条第二項中「五十万円」を「百万円」に改める。

第二十九条中「二に」を「いずれかに」に、「二十万円」を「一年以下の懲役又は五十万円」に改め、同条第二号を同条第三号とし、同条第一号を同条第二号とし、同条に第一号として次の一号を加える。

一、第十二条第七項の規定による書類の提出を怠り、又は偽りの書類を提出した者
第二十九条に次の三号を加える。

四、第二十四条の規定による申告を怠り、又は偽つた者

五、第二十五条の規定による帳簿の記載を怠り、若しくは偽り、又はその帳簿を隠匿した者

六、第二十七条第一項第一号若しくは第二号の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは偽りの陳述をし、又は同項第一号から第三号までの規定による当該職員の職務の執行を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第三十条を削る。

第三十一条第一項中「第二十八条から前条まで」を「前二条」に改め、同条を第三十条とする。

附則第二条中「千六百八十六円」を「二千五百十七円」に改める。

(揮発油税法の一部改正)

第八条 揮発油税法（昭和三十二年法律第五十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三十一条」を「第二十九条」に改める。

第二十七条第一項中「二に」を「いずれかに」に、「五年」を「十年」に、「五十万円」を「百万円」に改め、同条第二項中「五十万円をこえる」を「百万円を超える」に、「五十万円をこえ」を「百万円を超え」に改める。

第二十八条中「二に」を「いずれかに」に、「十万円以下の罰金又は料料」を「一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金」に改め、同条第三号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三 第十四条第七項（第十六条の三第四項において準用する場合を含む。）の規定による書類の提出を怠り、又は偽りの書類を提出した者

第二十八条に次の三号を加える。

五 第二十三条の規定による申告を怠り、又は偽つた者

六 第二十四条の規定による帳簿の記載を怠り、若しくは偽り、又はその帳簿を隠匿した者

七 第二十六条第一項第一号若しくは第二号の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは偽りの陳述をし、又は同項第二号から第三号までの規定による当該職員の職務の執行を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第二十九条及び第三十条を削る。

第三十一条第一項中「第二十七条から第二十九条まで」を「前二条」に改め、同条を第二十九条とする。

(地方揮発油税法の一部改正)

第九条 地方揮発油税法(昭和三十年法律第百四号)の一部を次のように改正する。

第十三条第一項中「同条」を「これら」に、「同法」を「国税通則法」に改める。

第十五条第一項中「五年」を「十年」に、「五十万円」を「百万円」に改め、同条第二項中「五十万円を超えるときは」を「百万円を超える場合には」に、「五十万円」を「百万円」に改める。

第十六条を削る。

第十五条の二中「五十万円以下の罰金又は料料」を「二年以下の懲役又は五十万円以下の罰金」に改め、同条を第十六条とする。

第十七条第一項中「第十五条第一項又は第十五条の二」を「前二条」に改める。

(石油ガス税法の一部改正)

第十条 石油ガス税法（昭和四十年法律第百五十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三十一条」を「第三十条」に改める。

第二十八条第一項中「一に」を「いずれかに」に、「五年」を「十年」に、「五十万円」を「百万円」に改め、同条第二項中「五十万円をこえる」を「百万円を超える」に、「五十万円をこえ」を「百万円を超え」に改める。

第二十九条中「一に」を「いずれかに」に、「十万円以下の罰金又は料」を「一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金」に改め、同条第三号を同条第四号とし、同条第二号を同条第三号とし、同条第一号を同条第二号とし、同条に第一号として次の一号を加える。

- 一 第十二条第四項の規定による書類の提出を怠り、又は偽りの書類を提出した者
- 第二十九条に次の三号を加える。
- 五 第二十三条の規定による申告を怠り、又は偽つた者
- 六 第二十四条の規定による帳簿の記載を怠り、若しくは偽り、又はその帳簿を隠匿した者
- 七 第二十六条第一項第一号若しくは第二号の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは

偽りの陳述をし、又は同項第一号から第三号までの規定による当該職員の職務の執行を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第三十条を削る。

第三十一条第一項中「第二十八条から前条まで」を「前二条」に改め、同条を第三十条とする。

(石油石炭税法の一部改正)

第十一条 石油石炭税法(昭和五十三年法律第二十五号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二十七条」を「第二十六条」に改める。

第二十四条第一項中「二」を「いずれかに」に、「五年」を「十年」に、「五十万円」を「百万円」に改め、同項第一号中「免かれ」を「免れ」に改め、同条第二項中「五十万円」を「百万円」に改める。

第二十五条中「二」を「いずれかに」に、「十万円以下の罰金又は科料」を「一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金」に改め、同条第二号を同条第三号とし、同条第一号を同条第二号とし、同条に第一号として次の一号を加える。

一 第十条第七項の規定による書類の提出を怠り、又は偽りの書類を提出した者

第二十五条に次の三号を加える。

四 第二十条第一項から第三項まで又は第四項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による申告を怠り、又は偽つた者

五 第二十一条の規定による帳簿の記載を怠り、若しくは偽り、又はその帳簿を隠匿した者

六 第二十三条第一項第一号若しくは第二号の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは偽りの陳述をし、又は同項第一号から第三号までの規定による当該職員の職務の執行を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第二十六条を削る。

第二十七条第一項中「第二十四条から前条まで」を「前二条」に改め、同条を第二十六条とする。

（航空機燃料税法の一部改正）

第十二条 航空機燃料税法（昭和四十七年法律第七号）の一部を次のように改正する。

第二十条第一項中「一に」を「いずれかに」に、「三年」を「五年」に改め、同条第二項中「こえる」を「超える」に、「こえ当該」を「超え当該」に改める。

第二十一条中「一に」を「いずれかに」に、「十万円以下の罰金又は科料」を「二年以下の懲役又は五十万円以下の罰金」に改める。

第二十二条に次の一項を加える。

2 前項の規定により第二十条第一項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、同項の罪についての時効の期間による。

(電源開発促進税法の一部改正)

第十三条 電源開発促進税法(昭和四十九年法律第七十九号)の一部を次のように改正する。

第十三条第一項中「三年」を「五年」に改める。

第十四条中「一に」を「いずれかに」に、「十万円以下の罰金又は科料」を「二年以下の懲役又は五十万円以下の罰金」に改める。

第十五条に次の一項を加える。

2 前項の規定により第十三条第一項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、同項の罪についての時効の期間による。

(印紙税法の一部改正)

第十四条 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二十七条」を「第二十五条」に改める。

第二十二条第一項中「一に」を「いずれかに」に、「一年」を「三年」に、「二十万円」を「百万円」に改め、同条第二項中「二十万円をこえる」を「百万円を超える」に、「二十万円をこえ」を「百万円を超え」に改める。

第二十三条及び第二十四条を削る。

第二十五条中「一に」を「いずれかに」に、「三万円以下の罰金又は料料」を「二年以下の懲役又は五十万円以下の罰金」に改め、同条第二号を次のように改める。

二 第十一条第四項又は第十二条第五項の規定による申告書の提出を怠つた者

第二十五条第四号を同条第五号とし、同条第三号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加え、同条を第二十三条とする。

三 第十六条の規定に違反した者

第二十六条中「一に」を「いずれかに」に、「二万円以下の罰金又は料料」を「三十万円以下の罰金」に改め、同条に次の一号を加え、同条を第二十四条とする。

三 第十七条第一項の規定による申告をせず、又は同条第二項の規定による届出をしなかつた者

第二十七条中「第二十二條から前條まで」を「前三條」に改め、同條を第二十五條とする。

別表第一第十号の課税物件欄を次のように改める。

保険証券

<p>1 保険証券とは、保険証券その他名称のいかんを問わず、保険法（平成二十年法律第五十六号）第六条第一項（損害保険契約の締結時の書面交付）、第四十条第一項（生命保険契約の締結時の書面交付）又は第六十九条第一項（傷害疾病定額保険契約の締結時の書面交付）その他の法令の規定により、保険契約に係る保険者が当該保険契約を締結したときに当該保険契約に係る保険契約者に対して交付する書面（当該保険契約者からの再交付の請求により交付するものを含み、保険業法第三条第五項第三号（免許）に掲げる保険に係る保険契約その他政</p>

— 令で定める保険契約に係るものを除く。 — をいう。

(国税通則法の一部改正)

第十五条 国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二百二十六条・第二百二十七条」を「第二百二十六条―第二百二十八条」に改める。

第二条第六号ハ(2)中「第六項」を「第五項」に改める。

第六十五条第三項第二号口中「第二条第四十一号」を「第二条第三十八号」に改め、「同条第四十二号に規定する清算中の予納額」を削り、「同法第九十条」を「又は同法第九十条」に改め、「又は同法第一百条(解散の場合の清算所得に対する法人税額からの所得税額の控除)の規定による控除をされるべき所得税の額」を削る。

第七十一条第二項中「又は法人税法」を「法人税法」に、「事後設立をいう」を「現物分配又は同法第六十一条の十三第一項(完全支配関係がある法人の間の取引の損益)の規定の適用を受ける同項に規定する譲渡損益調整資産の譲渡をいう」に、「同条第十二号の二」を「同法第二条第十二号の二」に、「又は同条第十二号の六に規定する事後設立法人」を「同条第十二号の六に規定する現物分配法人又は同法

第六十一条の十三第一項に規定する譲渡損益調整資産を譲渡した法人」に、「同条第十二号の三」を「同法第二条第十二号の三」に、「又は同条第十二号の六の二に規定する被事後設立法人」を「同条第十二号の六の二に規定する被現物分配法人又は同法第六十一条の十三第二項に規定する譲受法人」に、「同条第十二号の七の二」を「同法第二条第十二号の七の二」に改める。

第二百二十七条を第二百二十八条とする。

第二百二十六条中「三万円」を「三十万円」に改め、同条を第二百二十七条とし、第十章中同条の前に次の一条を加える。

第二百二十六条 国税に関する調査（不服申立てに係る事件の審理のための調査及び国税の犯則事件の調査を含む。）若しくは租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）の規定に基づいて行う情報の提供のための調査に関する事務又は国税の徴収に関する事務に従事している者又は従事していた者が、これらの事務に関して知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用したときは、これを二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

（国税徴収法の一部改正）

第十六条 国税徴収法（昭和三十四年法律第四百十七号）の一部を次のように改正する。

第百八十七条第一項中「免かれる」を「免れる」に、「隠蔽し」を「隠かくべいし」に、「五十万円」を「二百五十万円」に改め、同条第二項中「免かれさせる」を「免れさせる」に改め、同条第三項中「三十万円」を「百五十万円」に改める。

第百八十八条中「二に」を「いずれかに」に、「十万円」を「二年以下の懲役又は五十万円」に改める。

（租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の一部改正）

第十七条 租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律

第一条中「租税条約」を「租税条約等」に改める。

第二条第三号を同条第五号とし、同条第二号中「我が国以外の締約国（以下「相手国」という。）」を

「相手国等」に改め、同号を同条第四号とし、同条第一号の次に次の二号を加える。

二 租税条約等 租税条約及び租税情報交換協定（租税条約以外の我が国が締結した国際約束で、租税

の賦課又は徴収に関する情報を相互に提供することを定める規定を有するものをいう。）をいう。

三 相手国等 租税条約等の我が国以外の締約国又は締約者をいう。

第三条第一項中「の相手国」を「の相手国等」に改め、同条第四項中「租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」に、「租税条約実施特例法」を「租税条約等実施特例法」に改める。

第三条の二第一項中「相手国との」を「相手国等との」に、「相手国において」を「相手国等において」に、「第九条の五の二第二項」を「第九条の六第二項」に改め、同条第二項中「第九条の五の二第二項」を「第九条の六第二項」に改め、同条第三項中「相手国」を「相手国等」に、「第九条の五の二第三項」を「第九条の六第三項」に改め、同条第四項中「第九条の五の二第三項」を「第九条の六第三項」に改め、同条第五項中「相手国との」を「相手国等との」に、「当該相手国」を「当該相手国等」に、「第九条の五の二第二項」を「第九条の六第二項」に改め、同条第六項中「第九条の五の二第二項」を「第九

条の六第二項」に改め、同条第七項中「相手国」を「相手国等」に、「第九条の五の二第四項」を「第九条の六第四項」に改め、同条第八項中「第九条の五の二第四項」を「第九条の六第四項」に改め、同条第九項中「相手国」を「相手国等」に改め、同条第十三項の表第一百七十二条第一項第一号の項中「第九条の五の二第二項」を「第九条の六第二項」に改め、同表第一百七十二条第一項第三号の項中「租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」に、「租税条約実施特例法」を「租税条約等実施特例法」に改め、同表第一百七十二条第一項第四号の項中「租税条約実施特例法」を「租税条約等実施特例法」に改め、同条第十五項第二号中「租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」に、「租税条約実施特例法」を「租税条約等実施特例法」に改め、同項第四号中「租税条約実施特例法」を「租税条約等実施特例法」に改め、同条第十七項第一号中「第三十四号の三」を「第三十四号の四」に、「租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」に、「租税条約実施特例法」を「租税条約等実施特

例法」に改め、同項第四号中「租税条約実施特例法」を「租税条約等実施特例法」に改め、同条第十九項第二号中「第三十四号の三」を「第三十四号の四」に、「租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」に、「租税条約実施特例法」を「租税条約等実施特例法」に改め、同項第五号中「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」に、「租税条約実施特例法」を「租税条約等実施特例法」に改め、同条第二十五項第二号中「第三十四号の三」を「第三十四号の四」に、「租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び

地方税法の特例等に関する法律」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」に、「租税条約実施特例法」を「租税条約等実施特例法」に改め、同項第五号中「租税条約実施特例法」を「租税条約等実施特例法」に改める。

第三条の二の二第一項中「相手国」を「相手国等」に改め、同条第五項第二号中「租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」に、「租税条約実施特例法」を「租税条約等実施特例法」に改め、同項第四号から第六号までの規定中「租税条約実施特例法」を「租税条約等実施特例法」に改め、同条第八項第二号中「租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」に、「租税条約実施特例法」を「租税条約等実施特例法」に改め、同項第四号から第六号までの規定中「租税条約実施特例法」を「租税条約等実施特例法」に改め、同条第九項及び第十一項第二号中「租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」に、「租税条約実施特例法」を「租税条約等実施特例法」に改め、同

項第四号から第六号までの規定中「租税条約実施特例法」を「租税条約等実施特例法」に改め、同条第十四項第二号中「租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」に、「租税条約実施特例法」を「租税条約等実施特例法」に改め、同項第四号から第六号までの規定中「租税条約実施特例法」を「租税条約等実施特例法」に改め、同条第十五項中「租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」に、「租税条約実施特例法」を「租税条約等実施特例法」に改める。

第三条の二の三中「租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」に、「租税条約実施特例法」を「租税条約等実施特例法」に改める。

第三条の三第一項中「相手国との」を「相手国等との」に、「相手国において」を「相手国等において」に改め、同条第二項中「相手国」を「相手国等」に改める。

第四条第一項中「相手国との」を「相手国等との」に、「相手国において」を「相手国等において」に

改め、同条第三項中「相手国」を「相手国等」に改め、同条第五項中「相手国との」を「相手国等との」に、「当該相手国」を「当該相手国等」に改める。

第五条の二第一項中「相手国」を「相手国等」に、「租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」に改め、同条第三項中「相手国の」を「相手国等の」に、「租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」に、「租税条約実施特例法」を「租税条約等実施特例法」に改める。

第六条中「相手国」を「相手国等」に改める。

第六条の二第一項中「であつて政令で定めるものの」を「のうち当該相手国居住者等に対する租税条約の適用に関する条件を定める規定であつて財務省令で定めるものに基づく」に改め、同条第二項中「相手国」を「相手国等」に改め、同条第三項中「相手国との」を「相手国等との」に、「相手国において」を

「相手国等において」に、「相手国の」を「相手国等の」に改め、同条第四項及び第五項中「相手国」を「相手国等」に改める。

第七条第一項中「租税条約の相手国」を「相手国等」に、「租税条約の適用」を「相手国等との間の租税条約の適用」に、「当該相手国の」を「当該相手国等の」に改め、「（解散（合併による解散を除く。）による清算所得の金額を含む。以下この項において同じ。）」を削り、同条第三項の表所得税法第百五十三条の項中「租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」に改め、同表法人税法第八十条の二の項中「租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」に、「租税条約実施特例法」を「租税条約等実施特例法」に改め、同表法人税法第八十二条の項中「租税条約実施特例法」を「租税条約等実施特例法」に改め、同条第四項中「租税条約の相手国」を「相手国等」に、「当該租税条約」を「当該相手国等との間の租税条約」に、「当該相手国」を「当該相手国等」に改める。

第八条第一項中「租税条約の相手国」を「相手国等」に、「当該租税条約」を「当該相手国等との間の

租税条約」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(相手国等への情報提供)

第八条の二 財務大臣は、相手国等の租税に関する法令を執行する当局（以下この条において「相手国等税務当局」という。）に対し、当該相手国等との間の租税条約等に定めるところにより、その職務の遂行に資すると認められる租税に関する情報の提供を行うことができる。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- 一 当該相手国等税務当局が、我が国が行う当該情報の提供に相当する情報の提供を我が国に対して行うことができないと認められるとき。
- 二 我が国がこの条の規定により提供する情報について当該相手国等において秘密の保持が担保されていないと認められるとき。
- 三 我が国がこの条の規定により提供する情報が当該相手国等税務当局の職務の遂行に資する目的以外の目的で使用されるおそれがあると認められるとき。
- 四 当該情報の提供を行うことが我が国の利益を害することとなるおそれがあると認められるとき。